

令和6年度 事業計画

社会福祉法人

中津川市社会福祉協議会

法 人 理 念

高齢者も障がいのある人も子どもも、すべての住民が支え合いながら健康で、
生きがいをもち「誰もが住み続けたいと思える地域の実現」をめざします。

令 和 6 年 度 重 点 目 標

1. 寄り添う支援と相談、地域連携・協働による福祉活動の推進
2. 課題意識を持ち、経営状況を知り、業務改善に取り組む

1 一法人運営事業

発展強化計画に基づき、地域のニーズに合った取り組みを行います。職員が経営状況について知り、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）・3M（ムリ・ムダ・ムラの削減）を推進する中で課題意識をもって業務改善に取り組みます。

※5S：整理・整頓・清掃・清潔・躰を通じて、職場の抱える課題を解決するための改善活動

※3M：無理・無駄・ムラの3つを削減することで業務効率化を目的として取り組む活動

1. 理事会・評議員会等の開催

- ①理事会…年4回（5、8、12、3月）
- ②監事による定期監査…年1回（5月）
- ③定時評議員会・臨時評議員会…年4回（6、9、12、3月）
- ④理事、監事、評議員による意見交換会…年1回（2月）
- ⑤役員研修…年1回（7月）
- ⑥評議員選任解任委員会…評議員の交代の都度開催
- ⑦会長会議…年5回
- ⑧正副会長会議…年5回

2. 発展強化計画の執行

第2期発展強化計画（令和3年度～令和7年度）の4年目としての推進と進捗状況を管理する。

- ①発展強化計画会議
 - ・計画の進捗状況、評価、第3期発展強化計画に向けての準備など
- ②中長期計画会議
 - ・社会的状況や地域課題の変化を踏まえつつ、各事業の分析を行い令和7年度からの組織編成について協議検討を行う

3. 人材育成

- ①内部研修
 - ・職員研修…年8回 志賀社労士による
 - ・社協職員資質向上研修…全職員対象とする資質向上研修年2回
 - ・感染症対策研修・訓練…全事業所
 - ・BCP研修・訓練…全事業所
 - ・虐待・身体拘束研修…全事業所
 - ・職場内研修…研修受講者による報告会、臨時職員への研修等
 - ・ハラスメント研修
 - ・新任職員研修
 - ・ユニバーサルマナー研修
 - ・法人運営、各種制度関係書籍等の購入
- ②外部研修
 - ・県社協主催…社協職員キャリアパス研修、課題別研修
 - ・介護研修センター主催…介護職員等研修
 - ・居宅介護支援事業協議会主催…ケアマネジャーの研修
 - ・その他の研修…安全運転管理者講習等
- ③職員資格等取得助成
 - ・国家資格、更新研修等
- ④その他
 - ・東濃5市社協合同研修
 - ・キャリアパスの取組み
 - ・介護支援専門員の資格取得推進
 - ・人員確保のための取組み

4. 働きやすい環境の整備

- ①生産性向上に向けた取り組み
 - ・職場環境の整備…事業所の整理整頓、安全管理の徹底
 - ・課題の把握
 - ・業務の効率化…業務効率化委員会の開催
 - ・業務のマニュアル化
- ②法改正への適切な対応…規程等の改正
- ③人事考課及び昇給昇格の見直し、介護職員処遇改善
- ④職員だよりの発行（年4回）
- ⑤職員採用・配置計画の協議
- ⑥職員採用試験の実施（7月・9月）

5. 財政管理

各事業収支分析を行い、収入増のための協議検討、及び、助成金等を活用した事業の取り組みを推進する。計画的な資産運用に努める。職員へ財務状況等の発信を行う。

6. 第34回中津川市社会福祉大会の開催

中津川市社会福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰を行う。また、地域福祉活動を発表することで地域住民へ福祉意識の醸成を図る。

期日： 令和6年11月16日（土）

会場： 東美濃ふれあいセンター 歌舞伎ホール

7. 社協防災対策事業

- ①防災対策会議の開催（年2回以上）
災害時復旧計画（BCP）、福祉避難所運営（市指定）、災害ボランティアセンター運営についての協議検討及び、マニュアルの整備。
- ②防災対策本部訓練、及び職員防災訓練の実施
- ③緊急時の連絡手段についての検討（防災メール）

8. 各種会議、委員会等の開催

- ①経営会議（年12回）
- ②四半期経営会議（年3回）
- ③支所長面談（年1回）
- ④補佐会議（年6回）
- ⑤感染対策委員会
- ⑥虐待・身体拘束委員会
- ⑦各事業所の管理者・担当者会議（定期的開催）
- ⑧その他

2 地域福祉事業

第3期中津川市地域福祉活動計画に基づき、地域との連携強化を図りながら住民主体の支え合いによる福祉活動を全職員で取り組みます。

1. 地域福祉活動計画推進事業

地域住民主体の第3期地域福祉活動計画（令和3年度～令和8年度）6カ年計画の4年目の推進として、地域住民や関係団体等とともに各事業の進捗状況を確認・修正を行う。

- ①地域福祉活動計画推進検討会議（補佐・地域支援担当者）の実施
- ②地域福祉活動計画を踏まえた各種事業の実施
- ③地域住民や関係団体等との協働のための連携強化

2. 企業との連携強化事業

市内の企業・法人・事業所で働くみなさんを対象に社協活動や地域福祉の理解を深めるために各種「福祉出前講座」の実施や地域イベントへの参加・協力の働きかけを行う。

- ①企業の社会貢献活動のコーディネート（福祉出前講座・活動場所の紹介など）
- ②働く世代向け講座の実施
- ③企業ボランティア団体との協働・連携

3. 地区社会福祉推進協議会（地区社協）との協働事業

「誰もが住み続けたいと思える地域づくり」をめざして、市内15地区社会福祉推進協議会（地区社協）で組織する地区社会福祉推進協議会連合会と連携・協力により小地域福祉活動の推進を図る。

- ①市内全域で取り組む地区社協共通事業
- ②地域の実情に応じて取り組む自主事業
- ③地区社協サロンモデル事業
- ④地区社協活動計画推進のための支援

4. 各連合会福祉活動助成事業

各連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

- ①地区社協連合会（会議や研修会開催、その他の活動への助言、協議、支援を行う。）
- ②区長会連合会（会費募集への協力や連携について働きかけを行う。）
- ③民児協連合会（会費募集への協力や連携について働きかけを行う。）

3 共同募金配分事業

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行う。

1. 高齢者福祉活動

地域の高齢者を対象とした福祉活動を実施する。

① 広報紙「ふれあい通信」発行事業

ひとり暮らし高齢者などに暮らしに関する情報や福祉サービスなどの情報提供と定期的な見守り活動を目的に情報紙「ふれあい通信」を年6回発行する。

- ・年6回（偶数月）発行。発行部数 3,500部／回。
- ・各地区の民生委員児童委員協議会等の協力により対象者に配布する。

② 在宅介護用品貸出事業

車イスの一時的な貸し出しを行う。

各支所の貸出し用車イスの状態確認を行い修理や整備を実施。

③ 福祉車両貸出事業

市内在住の高齢者および障がい者を対象に、車いすのまま乗降できるスロープ付き車両の貸出しを行う。

④ 高齢者の集いの場支援（サロン立上助成）

地区社協や老人クラブ連合会へ情報提供を行いと連携を図る。高齢者ふれあいサロンや趣味の会などの集いの場づくりを支援し、健康づくりや生きがいがづくりのための助成と立上げに関する相談支援などを行う。

2. 障がい児者福祉活動

地域の障がい児・者を対象に福祉活動を実施する。

① 障がい者サポート事業

ア. 視覚障がい者外出サポートボランティアとして社協に登録し、公的機関、病院などへの外出時のサポートするボランティアと視覚障がい者との連絡調整を行う。

- ・視覚障がい者の方への外出サポートボランティア派遣事業
- ・視覚障がい者外出サポーター養成講座の開催

イ. 聴覚に障がいのある方への情報支援として磁気ループ（ヒアリングループ）の貸出しを行う。磁気ループは難聴者の聞こえを支援する装置のことで、講演会や会議などで活用できる。

② 障がい者社会参加支援事業

障がい者の社会参加と仲間づくりを目的に、サロンなどを開催する。

ア. わいわいサロンの開催（毎月第2木曜日）

イ. ボランティア派遣（やさしいまつり、飛翔の里生活の家まつり 他）

ウ. 身体障害者福祉協会中津川支部等の当事者団体との連携・協議

③ 点字カレンダー贈呈事業

視覚障がい者等への点字カレンダーの贈呈（12月実施）

登録ボランティア団体「点訳サークルともしび会」が作成。

3. 児童・青少年福祉活動

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施する。

① 子育て支援事業

子育てサロンや子ども食堂などの地域での子育てに関する取り組みについて立ち上げ支援と助成および運営者への交流の場の提供を行う。

ア. 子育てサロン等立上げ助成— 10,000円×5箇所＝50,000円

イ. 地域で子育て支援に関する交流会

②福祉推進校指定事業

福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（43校）を福祉推進校として指定し、助成を行う。

また、事業実施の成果として教頭会での事例発表会、活動事例集を関係団体へ配布を行う。

ア．福祉推進校への助成

幼稚園(4)―20,000円／園、小学校(16)・中学校(12)・高等学校(5)― 50,000円／校

イ．福祉推進校研究会（年1回）―冊子を作成し学校関係・社協役員等に配布。

ウ．福祉推進校担当教員連絡会議（年1回）―福祉推進校事業の説明と取り組み紹介を行う。

③中学生福祉体験事業

中学生を対象に福祉体験やボランティア活動体験などを行い、福祉やボランティア活動に関わることで人とのコミュニケーションの大切さや自主性を高めるとともに「思いやりの心」を育てる。

ア．中学生向けボランティア講座

④大学生地域貢献事業

大学生を対象に授業の中で、大学生が地域の人と関わることにより地域のことを知り地域でのボランティア活動等について考えるためのきっかけづくりを行う。

ア．地域貢献の授業への協力

イ．教養ゼミの授業への協力

4．課題を抱える人への福祉活動

地域で福祉課題を抱える人を対象とした福祉活動を実施する。

①地域の居場所づくり事業

地域のひきこもりがちの方が気軽に集まれる場所を整備し、社会的孤立化防止と社会参加のための参加のための支援を行う。

ア．居場所づくり（ゆったり・のんびりういずサロンの開設・運営）

イ．居場所支援サポーターの育成

（居場所支援者・家族、ボランティアを対象とした講座および交流の機会の提供）

②ふれあいサロン学習・交流事業

地域の育児中の親どうしの交流・情報交換の場である「子育てサロン」や地域の高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどを行う集いの場である「高齢者サロン」を紹介したり、自分たちで「ふれあいサロン」を運営するための方法などを学んだり、交流するための「ふれあいサロン学習・交流会」を実施する。

5．広報啓発活動

地域住民へ向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報紙「社協だより」発行事業

社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報紙「社協だより」（年6回）を市内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布する。

「社協だより」の発行。（年6回 28,000部／回）

全世帯、市内企業、学校、公共施設へ配布。

②インターネット活用事業

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行う。

ア．社協ホームページの運用による情報提供。

イ．フェイスブック、X（旧ツイッター）、LINE等SNSの活用。

ウ．災害ボランティアセンター開設等、緊急時のホームページ活用の検討・準備。

6. 福祉育成・援助活動

地域住民を対象に福祉育成・援助活動を実施する。

①福祉総合相談事業

「心配ごと相談所」、「福祉の法律相談窓口」を開設し、心配ごと相談員(民生委員等)や法テラスの弁護士が地域住民の悩みごとに対して、相談や助言を行うことで福祉課題解決のための支援を行う。

ア. 心配ごと相談所の実施

…健康福祉会館で他機関への橋渡しをするための相談窓口を月1回開催

イ. 福祉の相談スキルアップ研修

…心配ごと相談員や地域の相談支援者を対象に相談対応のための知識や技術を学ぶための研修を行う。

ウ. ふくしの法律相談窓口の設置協力

…法テラスが実施する弁護士がいない地域での法律相談窓口設置について協力をを行う。社協各支所で巡回開催一月1回(6か所×2回)。

②福祉共育(教育)推進事業

福祉に関する理解促進と福祉ボランティアの育成などを目的に、福祉ボランティア活動に関する研修や体験を希望する住民や学校、企業など関係団体へ講師の紹介・派遣を行う。

・高齢者疑似体験、車イス体験、視覚障がい者サポート体験、福祉ボランティア体験等や各種福祉制度や介護の知識や技術等に関する講師紹介・派遣

7. ボランティアセンター事業

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施すると共にボランティアの機能充実を図る。

①ボランティア育成事業

地域住民の福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する養成講座、研修会などを開催する。また、思いやりの心を育てるための福祉教育、福祉ボランティア育成の取り組みを行う。

ア. 福祉教育ボランティア講座

イ. 傾聴講座

②ボランティアコーディネート事業

市内の地域福祉の充実をめざし、支援を受けたい人(ニーズ把握)と、支援したい人(ボランティア)をつなぐ、ボランティアコーディネートの充実を図る。

・ボランティアセンター活用についての周知

・ボランティアに関するニーズ把握と個人・団体ボランティアの登録、更新、ボランティア保険への加入など活動のための支援

③ボランティア交流事業

ボランティア団体の活動のさらなる充実と新たにボランティア活動をしたい人の参加のきっかけづくりを目的に研修や情報交換を行うボランティア交流会を開催。

また、県社協等が実施する研修会や交流会への参加支援を行う。

ア. ボランティア交流会の開催

(年1回開催…ボランティア連絡協議会と社協との共催)

イ. 県社協主催ボランティア研修(ボランティアWebセミナー等)

④ボランティア助成事業

登録ボランティア団体や中津川市ボランティア連絡協議会が行うスキルアップ研修、講習会などについて助成を行う。また、ボランティア団体立ち上げのための助成を行う。

- ア. 登録ボランティア団体研修助成
- イ. ボランティア団体立ち上げ助成
- ウ. 中津川市ボランティア連絡協議会活動助成

⑤ボランティア広報啓発事業

ボランティアセンターの役割や登録ボランティア団体などの活動を広く市民に周知することを目的に、福祉イベントに参加し活動紹介を行う。

- ア. 「社協だより」にボランティアセンターのページを設けて記事を掲載。
- イ. 各種イベントでのボランティア活動紹介コーナーを設置。

⑥ボランティア活動用貸出機材整備事業

ボランティア活動に必要な機材を購入および既存の機材の修繕を行い、貸出をすることで継続的な活動の支援を行う。

⑦地域災害ボランティア普及事業

災害ボランティアセンターの機能や役割について一般住民の周知と、災害発生前からの体制整備と機能強化を図る。

- ア. 一般向け出前講座「災害ボランティアセンター研修」の実施。
- イ. 「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」の実施。
社協職員および関係団体が、立ち上げ訓練を実施し、毎年マニュアルの確認や機器の整備を行う。
- ウ. 「災害ボランティアリーダー養成講座」の実施。
- エ. 災害ボランティアセンター設置運営に関わる団体との連携会議の実施。（年2回）
- オ. 大規模災害への被災地支援ボランティア活動のための情報提供等。

8. 歳末たすけあい事業

年末年始における要配慮者支援を目的とした福祉事業を実施する。

①児童福祉施設配分事業

歳末たすけあい募金配分金を市内児童福祉施設へ配分し、歳末の行事や利用者の援助を行う。児童福祉施設への事業費配分について検討を行う。

②地区社協共通事業（歳末助け合い配分事業）

- ア. 地域生活あんしん事業
- イ. ひとり暮らし高齢者歳末食事交流事業

3 一相談事業

岐阜県社会福祉協議会および中津川市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に資金の貸付を行う。
（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付）

- ①県社協 生活福祉資金貸付事業（コロナ特例貸付者への対応を含む）
- ②県社協 相談体制整備事業

2. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常における金銭管理サービスなどを行う。

高齢者や精神・知的障がい者への福祉サービス利用援助と日常生活費の金銭管理の援助や日常生活に関する相談支援。

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員により専門的な支援を行う。

- ①自立相談支援事業（必須事業）及び就労準備支援事業（任意事業）、家計改善支援事業（任意事業）の実施。
- ②関係機関と連携した支援調整会議及び個別支援会議の開催。
対象者・・・生活保護に至る前の生活困窮者
（低所得、多重債務、引きこもり、ニート、うつ・精神障害、薬物依存、DV虐待、外国籍、派遣切等が要因）
- ③緊急支援用品や食糧等ういずバンクの整備。
 - ・地域住民からの食料提供・協力によるフードバンク「ういずバンク」の設置・運営。
 - ・他機関のフードバンクの活用。
 - ・食糧支援活動や子ども食堂等を行う団体や企業などとの連絡調整、情報提供。
- ④職場体験事業の実施。
- ⑤引きこもりの方などを対象にした居場所づくりと支援者の育成。
「パソコンカフェ」、「ういず畑」、「ゆったり・のんびりういずサロン」の実施
- ⑥地域に出向いての相談窓口の開設（出張相談の実施）。

4. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。
市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進する。

- ①生活支援コーディネーターの連絡会議の定期的開催およびスキルアップ。
- ②市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワークづくり。
- ③地域での支え合い活動の担い手の育成。（ちょこっと生活ボランティア講座開催）。
- ④各地区での協議体会議の開催。

5. 地域包括支援センター事業（市受託事業）

地域の高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、福岡ふれあいセンター（旧福岡介護予防拠点施設生きがいサロン）を拠点とし、中津川市北部地域（坂下・川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口）で事業を実施。

- ①社会福祉士、主任介護支援専門員、看護師等の専門職の配置と、様々な相談内容に対応できる体制整備。
- ②地域資源や地域課題・福祉ニーズの把握と効果的・効率的な相談活動、適切な情報提供の実施。
- ③高齢者実態把握、介護予防教室の開催、認知症家族の会（介護者の集い）、「食」のアセスメント、介護予防プランの作成、地域ケア会議の開催、認知症の啓発（認知症サポーター養成講座、認知症カフェの実施）
- ④地域の関係機関とのネットワークづくり。

6. 在宅介護支援センター事業（市受託事業）

中津東地区の在宅介護支援センターを設置。在宅の介護者やその家族等からの介護に関する相談に応じて、必要な保健、福祉サービスが受けられるよう連絡調整を行う。

- ①高齢者実態把握。
- ②介護予防教室。
- ③介護者家族の集い。
- ④「食」関連サービスアセスメント。
- ⑤相談協力員懇話会およびネットワーク会議の開催。
- ⑥広報啓発 支援センターだより（年4回）、ホームページでの周知。

7. ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

介護をしながらでも安心して働くことのできる環境づくりを目的に、会員登録（利用会員・サポート会員）を行い、地域の相互援助活動の連絡調整を行う。

- ①サポート会員の加入促進、会員加入の定期的な更新のための周知・広報活動の強化。
- ②サポート会員研修会の開催。（サポート会員の育成を目的とした講座）

8. 集中型一般高齢者介護予防事業（市受託事業）

要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に通所による健康づくりや介護予防、生きがいづくりを行う。通称:あんきなクラブ。
坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口支所で実施。

- ①介護予防、生きがいづくりのための活動メニューの充実。
脳トレ、健康体操・コグニサイズ、ゲーム、手芸・工作、食事作りなどの実施。
- ②新規利用者の確保。
- ③地域包括支援センターなど地域関係機関との連携強化。

9. 福祉センター管理運営事業（市受託事業）

落合地域福祉センター、坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理運営を行う。

福祉センターの管理運営の実施。多くの地域住民に施設を活用していただくための整備を行う。

10. 移送サービス事業（市受託事業）

福祉車両による通院の移送を行う。坂下、加子母、福岡、山口支所で実施。

①通院のための移送サービスの実施。（原則一月6回）

②安全で安心いただけるサービスの提供。

11. 配食サービス事業（市受託事業）

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象として安否確認を目的に弁当の配達を行う。坂下、加子母、付知、福岡、山口支所で実施。

①対象となる世帯への食生活の支援と見守りの強化。

②配食サービスに関わるボランティアの育成と連携強化。

5—障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行います。

1. 障がい者居宅介護事業（障害福祉サービス）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者の訪問介護を行う。

- ①障害者相談支援事業所、障がい者就労支援事業所など関係機関との連携強化。
- ②職員の介護技術や相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ③事業の周知と新規利用者の確保。

2. 障がい者就労継続支援事業（障害福祉サービス）

地域の障がい者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力を高め、その能力に応じた社会参加の支援を目的に、障害者総合支援法による「障がい者就労継続支援事業所」の運営を行う。計5か所で市内の障がい者の就労支援を行う。

- ①利用者の賃金向上のための就労メニューや自主製品の検討と販路拡大。
- ②生活介護事業の検討。
- ③利用者および利用者家族との交流・相談の機会の提供。
- ④地域住民との交流、ボランティアの受入の推進。
- ⑤サービス管理責任者の養成。
- ⑥職員の介護技術、相談援助技術などの向上とサービスの質の向上

3. 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス）

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、障害者総合支援法による「指定特定相談支援事業所」の運営を行う。市内の障がい者施設担当者などとの連絡会を定期的に行い、情報を共有し、関係者間の連携会議を行う。

- ①サービス利用支援、継続サービス利用支援の実施。
- ②利用者のニーズ把握と必要なサービスの精査。
- ③職員の相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。（相談支援従事者の養成含む）
- ④関係機関との連携強化。
- ⑤障がい者支援に関する講座の開催。
- ⑥障がい者の集いの場「わいわいサロン」の開催。

6—介護保険事業

利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケアシステムを見据えた事業を展開する。

1. 通所介護事業（介護保険事業）

通所により、入浴、食事、レクリエーションなどの日中の介護や生きがいをづくりを行う通所介護事業所（デイサービスセンター）を運営する。

坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に事業所を設置。

- ①安全で安心できるサービス提供と利用者やその家族などへの接遇・マナーの向上。
- ②選択型サービス提供や個別機能訓練などの個別ケアの充実。
- ③障がい者デイサービス（共生型サービス）の実施。
- ④LIFEへの理解を深め取得をめざす。
- ⑤地域行事への参加、ボランティアの積極的な受入れ、事業の周知・広報活動の強化。
- ⑥関係機関との連携強化、包括的な支援体制の強化。
- ⑦社協事業所間の協力体制の確立。

2. 訪問介護事業（介護保険事業）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。

訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者宅で食事、入浴、排せつの介助や家事、生活上の援助を行う。

- ①終末期の在宅介護への理解促進と質の高い介護サービスの提供。
- ②自立生活支援と介護度の重度化防止のための見守支援の充実。
- ③職員の介護技術の向上と職員同士の情報共有の強化。
- ④医療機関など関係機関との連携強化。

3. 短期入所生活介護事業（介護保険事業） （基準該当サービス）

短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護を行い、介護者の負担軽減等を図ることを目的に短期入所生活介護（ショートステイ）事業所を運営する。蛭川に事業所を設置。

- ①利用者の安定的な確保に向けた質の高い介護サービスの提供。
- ②利用者の生活スタイルを採り入れたサービスの提供。
- ③夜間時対応の強化。
（夜勤職員の確保、夜間の防災訓練の実施、停電時の対応、環境整備）

7—公益事業

地域の公益的活動の視点を持ちながら、地域包括支援をめざした事業展開を行います。

1. 居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護（介護予防）サービスを利用するための「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。本所、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に6事業所を設置。また、介護予防については市からの受託事業。

- ①利用者や家族に寄り添った迅速かつ丁寧な相談対応、アセスメントの充実。
- ②関係機関との連携強化と地域の社会資源の活用による地域包括ケアの推進。
- ③各種加算の取得と質の高いサービスの提供。
- ④ICTを活用し、利用者情報などの適正な管理と業務の効率化の推進。

2. 介護タクシー事業

要介護者、要支援者、障がい者等一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方が病院等の移送手段の確保のためタクシー事業を行う。山口支所で実施。

- ①安全で安心できるサービスの提供。
- ②今後の事業の方向性についての検討。

8—収益事業

収益を目的とした事業を展開することで、自主財源を確保し、その収益金を地域の社会福祉事業に還元します。

1. 婚礼衣装貸出事業

ウェディングドレス等婚礼衣装の貸出しを行い、その収益を活用し、地域福祉事業の充実を図る。福岡に事業所を設置。

- ①利用促進のためのホームページやタウン誌、地域行事などでのPR活動の実施。
- ②接客技術と専門知識の向上と満足していただけるサービスの充実。
- ③運営委員による安定経営のための検討。